

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方※¹への給付

● 給付金の対象となる方（いずれかに該当）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 児童扶養手当新規申請者、又は過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

基本給付金対象の①、②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などは裏面へ



給付金の支給手続き



表面①に該当する方

●基本給付は申請不要です

8月下旬に、令和2年6月分の児童扶養手当を支給した口座に給付金を振り込みます。

給付金を希望しない場合

「受給拒否の届出書」をこども課へ提出してください。

※稚内市ホームページまたは「わからない子育て応援サイトえ〜る」からダウンロードするか、こども課へお問合せください。

●追加給付は申請が必要です

8月の現況届時に申請を受付けますので、ご相談ください。

表面②に該当する方

●基本給付・追加給付ともに申請が必要です

児童扶養手当の申請をしている方は8月の現況届時に申請を受付けますので、ご相談ください。

それ以外の方もお手続き出来ますので、まずは下記までご連絡ください。

表面③に該当する方

●基本給付は申請が必要です

児童扶養手当の申請をしている方は8月の現況届時に申請を受付けますので、ご相談ください。

それ以外の方もお手続き出来ますので、まずは下記までご連絡ください。

●追加給付は対象になりません

問合せ先



稚内市役所 教育委員会こども課 電話：0162-23-6529



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。